

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所 管理第二課

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8)
工事地名	横浜国道事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010001	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債 (翌債を含む) の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	横浜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 号	2 2) 処 分 費 等	6,167,688
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8) (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持 (令和8年度)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 (令和8年度)		式	1		49,953,094				
道路清掃工		式	1		49,953,094				
路面清掃工		式	1		41,458,908				
路面清掃(機械) 【夜間】上川井		km	2,486	13,750	34,182,500			単-1号	
路面清掃(機械) 【昼間】羽根尾		km	308	8,855	2,727,340			単-2号	
路面清掃(機械) 【夜間】羽根尾		km	316	13,030	4,117,480			単-3号	
路面清掃(機械) 【昼間】歩道掃き出し		km	20	8,475	169,500			単-4号	
路面清掃(機械) 【夜間】歩道掃き出し		km	20	12,720	254,400			単-5号	
有料道路利用料		式	1		7,688			内-1号	
塵埃処分工		式	1		6,803,986				
塵埃運搬 上川井		回	92	1,383	127,236			単-6号	
塵埃運搬 羽根尾		回	25	20,670	516,750			単-7号	

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8) (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持 (令和8年度)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
塵埃処分		m ³	280					単-8号	
雑作業		式	1		1,690,200				
雑作業 【昼間】		式	1		1,183,830			内-2号	
雑作業 【夜間】		式	1		506,370			内-3号	
直接工事費		式	1		49,953,094				
共通仮設費		式	1		10,550,530				
共通仮設費		式	1		1,970,530				
安全費		式	1		1,970,530				
保安全管理費		式	1		1,970,530			内-4号	
共通仮設費 (率計上)		式	1		8,580,000				
純工事費		式	1		60,503,624				
現場管理費		式	1		29,346,000				

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8) (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		89,849,624				
一般管理費等		式	1		14,940,376				
工事価格		式	1		104,790,000				
消費税相当額		式	1		10,479,000				
工事費計		式	1		115,269,000				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	路面清掃(機械) 【夜間】上川井		単位	km	数量	1	単価	13,750
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路面清掃(機械清掃工)	各種(貸与)ブラシ式リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 ブラシ持込 ブラシ式 0.245時間/km 有	k m	1	13,750	13,750		
	計					13,750		
	単価					13,750	円/km	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	路面清掃(機械) 【昼間】羽根尾		単位	km	数量	1	単価	8,855
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路面清掃(機械清掃工)	各種(貸与)ブラシ式リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 ブラシ持込 ブラシ式 0.215時間/km 有	k m	1	8,855	8,855		
	計					8,855		
	単価					8,855	円/km	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	路面清掃(機械) 【夜間】羽根尾		単位	km	数量		単価	
						1		13,030
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃 (機械清掃工)		各種(貸与) ブラシ式 リヤフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 ブラシ持込 ブラシ式 0.229時間/km 有		k m	1	13,030	13,030	
計							13,030	
単価							13,030	円/km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	路面清掃(機械) 【昼間】歩道掃き出し		単位	km	数量		単価	
						1		8,475
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
歩道掃き出し				k m	1	8,475	8,475	
計							8,475	
単価							8,475	円/km

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	路面清掃(機械) 【夜間】歩道掃き出し		単位	km	数量	1	単価	12,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	歩道掃き出し		km	1	12,720	12,720		
	計					12,720		
	単価					12,720	円/km	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	塵埃運搬 上川井		単位	回	数量	1	単価	1,383
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	0.19	7,275	1,382.25		
	計					1,382.25		
	単価					1,383	円/回	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	塵埃運搬 羽根尾		単位	回	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	2.84	7,275	20,661		20,670
	計					20,661		
	単価					20,670	円/回	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-8号	塵埃処分		単位	m 3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塵埃処分費		m 3	1				
	計							
	単価						円/m 3	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 プラシ持込 プラシ式 0.245時間/km 有	単位	k m	数量	100	13,750
土木一般世話役		人	2.882	53,244	153,449	
普通作業員		人	4.324	41,004	177,301	
路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	時間	24.5	15,670	383,915	
散水車	タンク容量6300L 4×2 給水装置付	時間	24.5	9,755	238,997	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	24.5	9,633	236,008	
諸雑費（率+まるめ） 26%		式	1		185,330	
計					1,375,000	
単価					13,750	円/k m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 プラシ持込 プラシ式 0.215時間/km 有	単位	k m	数量	100	8,855
土木一般世話役		人	2.529	35,496	89,769	
普通作業員		人	3.794	27,336	103,712	
路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	時間	21.5	11,540	248,110	
散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	21.5	8,034	172,731	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	21.5	7,275	156,412	
諸雑費 (率+まるめ) 26%		式	1		114,766	
計					885,500	
単価					8,855	円/k m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 プラシ持込 プラシ式 0.229時間/km 有	単位	k m	数量	100	単価	13,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.694	53,244	143,439		
	普通作業員		人	4.041	41,004	165,697		
	路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	時間	22.9	15,670	358,843		
	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	22.9	10,540	241,366		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	22.9	9,633	220,595		
	諸雑費 (率+まるめ) 26%		式	1		173,060		
	計					1,303,000		
	単価					13,030	円/k m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	歩道掃き出し		単位	k m	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
						100		8,475
普通作業員			人	31	27,336	847,416		
諸雑費（まるめ）			式	1		84		
計						847,500		
単価						8,475		円／k m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	歩道掃き出し		単位	k m	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
						100		12,720
普通作業員			人	31	41,004	1,271,124		
諸雑費（まるめ）			式	1		876		
計						1,272,000		
単価						12,720		円／k m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	有料道路利用料		単位	回	数量	1	単価	1,922
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	有料道路利用料	R02-1346	回	2	290	580		
	有料道路利用料	27-1308	回	2	381	762		
	有料道路利用料	ダンプトラック 4 t 積級	回	2	290	580		
	計					1,922		
	単価					1,922	円/回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		7,275
運転手（一般）		人	0.17	27,744		4,716		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費（まるめ）		式	1			0		
計						7,275		
単価						7,275	円/時間	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		9,633
運転手 (一般)		人	0.17	41,616		7,074		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費 (まるめ)		式	1			0		
計						9,633		
単価						9,633	円/時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識車	キュービック型 LED昇降式	単位	時間	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）		人	0.21	41,616	8,739		
軽油		L	6.2	130	806		
標識車	キュービック型 LED昇降式	時間	1	665	665		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					10,210		
単価					10,210	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	各種(貸与) ブラシ式 リヤリフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	単位	時間	数量	1	単価	15,670
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.15	41,616	6,242		
	助手		人	0.15	41,004	6,150		
	軽油		L	12	130	1,560		
	路面清掃車 ブラシ・四輪式・リヤリフト式	ホッパ容量1.5m ³ 降灰対応型	時間	1	1,710	1,710		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					15,670		
	単価					15,670	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	散水車	タンク容量6300L 4×2 給水装置付	単位	時間	数量	1	単価	9,755
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.18	41,616	7,490		
	軽油		L	6.5	130	845		
	散水車	タンク容量6300L 4×2 給水装置付	時間	1	1,420	1,420		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,755		
	単価					9,755	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		9,633
運転手（一般）		人	0.17	41,616		7,074		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費（まるめ）		式	1			0		
計						9,633		
単価						9,633	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	路面清掃車運転	各種(貸与) ブラシ式 リヤリフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	単位	時間	数量	1	単価	11,540
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.15	27,744	4,161		
	助手		人	0.15	27,336	4,100		
	軽油		L	12	130	1,560		
	路面清掃車 ブラシ・四輪式・リヤリフト式	ホッパ容量1.5m ³ 降灰対応型	時間	1	1,710	1,710		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					11,540		
	単価					11,540	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	単位	時間	数量	1	単価	8,034
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手 (一般)		人	0.18	27,744	4,993		
	軽油		L	8.7	130	1,131		
	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	1	1,910	1,910		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
	計					8,034		
	単価					8,034	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		7,275
運転手（一般）		人	0.17	27,744		4,716		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費（まるめ）		式	1			0		
計						7,275		
単価						7,275	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	単位	時間	数量	1	単価	10,540
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手 (一般)		人	0.18	41,616	7,490			
軽油		L	8.7	130	1,131			
散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	1	1,910	1,910			
諸雑費 (まるめ)		式	1		9			
計					10,540			
単価					10,540	円/時間		

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	49,953,094	直接工事費	49,953,094	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	6,167,688	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		4,296,079					
管理費区分1		0 (橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7		0 (工場原価)					
管理費区分5		0 (一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9		0 (間接費非対象額)					
管理費区分T		4,296,079 (全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		12,433,892					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		58,090,907	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		56,219,298		0		0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.24 %		0 %			
施工地域等補正		2 ICT施工補正		1			
率（補正後）		14.77 % (14.48% × 週休1.02)					
計上額		8,580,000		0		0	
比較結果							
当該追加工事		A		0		調整工事計上額	0
		0		0		0	

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	49,953,094		
非対象額計（－）	6,167,688				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	6,167,688	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	12,433,892				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,970,530				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	1,970,530	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					10,550,530

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	60,503,624	単独（追加工事）直接工事費	49,953,094	単独（追加工事）共通仮設費	10,550,530
非対象額計（－）	4,296,079				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	4,296,079	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	13,152,817				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	69,360,362	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	67,488,753		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	34.23 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	42.31 %（41.08% × 週休1.03）		0 %		
計上額	29,346,000		0		0
			4,893,693（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	工事番号	2025010001	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
				道路維持工事

工事原価	89,849,624			
純工事費	60,503,624	現場管理費	29,346,000	工期延長等に伴う現場維持費
				0
非対象額計（－）	4,296,079			
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）		
管理費区分T	4,296,079	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）		
一般管理費等対象工事原価				
単独（追加工事）	85,553,545	現工事	0	合算工事
全処分費等を除く				0
一般管理費等対象工事原価	83,681,936	現工事	0	合算工事
				0
		（調整工事入力で使用）		
前払金支出割合による補正係数	1	現工事		
財団法人等による補正係数	1			
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	85,553,545			
契約保証に係る補正值	0.04 %			
一般管理費率				
単独（追加工事）	17.43 %	現工事	0 %	合算工事
				0 %
一般管理費	14,940,376			
業務委託料等	0			
調査基準価格	103,972,000			
調査基準価格の100/110	94,520,000	（ 90.2 %）		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 横 浜 国 事 務 所 道 管 内 道 路 清 掃 作 業 (R 8)

国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局
横 浜 国 道 事 務 所 管 理 第 二 課

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8) (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 (令和 8 年度)		式		1		
道路清掃工		式		1		
路面清掃工		式		1		
路面清掃 (機械) 【夜間】 上川井		km		2,486		
路面清掃 (機械) 【昼間】 羽根尾		km		308		
路面清掃 (機械) 【夜間】 羽根尾		km		316		
路面清掃 (機械) 【昼間】 歩道掃き出し		km		20		
路面清掃 (機械) 【夜間】 歩道掃き出し		km		20		
有料道路利用料		式		1		
塵埃処分工		式		1		
塵埃運搬 上川井		回		92		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
塵埃運搬 羽根尾		回		25		
塵埃処分		m ³		280		
雑作業		式		1		
雑作業 【昼間】		式		1		
雑作業 【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
安全費		式		1		
保安管理費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ・ R 9 横浜国事務所道管内道路清掃作業 (R 8)

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	49,953,094		
(2)共通仮設費 -----	10,550,530		
(3)純工事費 -----	60,503,624		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	29,346,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	89,849,624	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	14,940,376	((7)一般管理費等(計算額) [14,946,204])	
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	104,790,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	10,479,000		
(12)請負工事価格 -----	115,269,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	104,790,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	103,972,000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	94,520,000		
(万円未満切り捨て)			

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所 管理第二課

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9)
工事地名	横浜国道事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010001	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債 (翌債を含む) の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	横浜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 号	2 2) 処 分 費 等	6,167,688
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9) (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持 (令和9年度)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 (令和9年度)		式	1		49,953,094				
道路清掃工		式	1		49,953,094				
路面清掃工		式	1		41,458,908				
路面清掃(機械) 【夜間】上川井		km	2,486	13,750	34,182,500			単-1号	
路面清掃(機械) 【昼間】羽根尾		km	308	8,855	2,727,340			単-2号	
路面清掃(機械) 【夜間】羽根尾		km	316	13,030	4,117,480			単-3号	
路面清掃(機械) 【昼間】歩道掃き出し		km	20	8,475	169,500			単-4号	
路面清掃(機械) 【夜間】歩道掃き出し		km	20	12,720	254,400			単-5号	
有料道路利用料		式	1		7,688			内-1号	
塵埃処分工		式	1		6,803,986				
塵埃運搬 上川井		回	92	1,383	127,236			単-6号	
塵埃運搬 羽根尾		回	25	20,670	516,750			単-7号	

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9) (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持 (令和9年度)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
塵埃処分		m ³	280					単-8号	
雑作業		式	1		1,690,200				
雑作業 【昼間】		式	1		1,183,830			内-2号	
雑作業 【夜間】		式	1		506,370			内-3号	
直接工事費		式	1		49,953,094				
共通仮設費		式	1		10,550,530				
共通仮設費		式	1		1,970,530				
安全費		式	1		1,970,530				
保安全管理費		式	1		1,970,530			内-4号	
共通仮設費 (率計上)		式	1		8,580,000				
純工事費		式	1		60,503,624				
現場管理費		式	1		29,346,000				

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9) (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	道路維持 (令和9年度)		摘要
							数量増減	金額増減	
工事原価		式	1		89,849,624				
一般管理費等		式	1		14,940,376				
工事価格		式	1		104,790,000				
消費税相当額		式	1		10,479,000				
工事費計		式	1		115,269,000				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	路面清掃(機械) 【夜間】上川井		単位	km	数量	1	単価	13,750
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路面清掃(機械清掃工)	各種(貸与)ブラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 ブラシ持込 ブラシ式 0.245時間/km 有	k m	1	13,750	13,750		
	計					13,750		
	単価					13,750	円/km	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	路面清掃(機械) 【昼間】羽根尾		単位	km	数量	1	単価	8,855
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路面清掃(機械清掃工)	各種(貸与)ブラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 ブラシ持込 ブラシ式 0.215時間/km 有	k m	1	8,855	8,855		
	計					8,855		
	単価					8,855	円/km	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	路面清掃(機械) 【夜間】羽根尾		単位	km	数量		単価	
					1			13,030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃(機械清掃工)		各種(貸与)ブラシ式 リヤフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 ブラシ持込 ブラシ式 0.229時間/km 有	k m	1	13,030	13,030		
計						13,030		
単価						13,030	円/km	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	路面清掃(機械) 【昼間】歩道掃き出し		単位	km	数量		単価	
					1			8,475
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩道掃き出し			k m	1	8,475	8,475		
計						8,475		
単価						8,475	円/km	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	路面清掃(機械) 【夜間】歩道掃き出し		単位	km	数量	1	単価	12,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	歩道掃き出し		km	1	12,720	12,720		
	計					12,720		
	単価					12,720	円/km	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	塵埃運搬 上川井		単位	回	数量	1	単価	1,383
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	0.19	7,275	1,382.25		
	計					1,382.25		
	単価					1,383	円/回	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	塵埃運搬 羽根尾		単位	回	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	2.84	7,275	20,661		
	計					20,661		
	単価					20,670	円/回	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-8号	塵埃処分		単位	m 3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塵埃処分費		m 3	1				
	計							
	単価						円/m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 プラシ持込 プラシ式 0.245時間/km 有	単位	k m	数量	100	13,750
土木一般世話役		人	2.882	53,244	153,449	
普通作業員		人	4.324	41,004	177,301	
路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	時間	24.5	15,670	383,915	
散水車	タンク容量6300L 4×2 給水装置付	時間	24.5	9,755	238,997	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	24.5	9,633	236,008	
諸雑費（率+まるめ） 26%		式	1		185,330	
計					1,375,000	
単価					13,750	円/k m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 プラシ持込 プラシ式 0.215時間/km 有	単位	k m	数量	100	8,855
土木一般世話役		人	2.529	35,496	89,769	
普通作業員		人	3.794	27,336	103,712	
路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	時間	21.5	11,540	248,110	
散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	21.5	8,034	172,731	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	21.5	7,275	156,412	
諸雑費 (率+まるめ) 26%		式	1		114,766	
計					885,500	
単価					8,855	円/k m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314無 12L 清掃車貸与 プラシ持込 プラシ式 0.229時間/km 有	単位	k m	数量	100	単価	13,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.694	53,244	143,439		
	普通作業員		人	4.041	41,004	165,697		
	路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	時間	22.9	15,670	358,843		
	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	22.9	10,540	241,366		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	22.9	9,633	220,595		
	諸雑費 (率+まるめ) 26%		式	1		173,060		
	計					1,303,000		
	単価					13,030	円/k m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	歩道掃き出し		単位	k m	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
						100		8,475
	普通作業員		人	31	27,336	847,416		
	諸雑費（まるめ）		式	1		84		
	計					847,500		
	単価					8,475		円/k m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	歩道掃き出し		単位	k m	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
						100		12,720
	普通作業員		人	31	41,004	1,271,124		
	諸雑費（まるめ）		式	1		876		
	計					1,272,000		
	単価					12,720		円/k m

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

有料道路利用料		単位	回	数量	1	単価	1,922
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
有料道路利用料	R02-1346	回	2	290	580		
有料道路利用料	27-1308	回	2	381	762		
有料道路利用料	ダンプトラック 4 t 積級	回	2	290	580		
計					1,922		
単価					1,922	円/回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		7,275
運転手（一般）		人	0.17	27,744		4,716		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費（まるめ）		式	1			0		
計						7,275		
単価						7,275	円/時間	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		9,633
運転手 (一般)		人	0.17	41,616		7,074		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費 (まるめ)		式	1			0		
計						9,633		
単価						9,633	円/時間	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

標識車	キュービック型 LED昇降式	単位	時間	数量	1	単価	10,210
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手 (一般)		人	0.21	41,616	8,739		
軽油		L	6.2	130	806		
標識車	キュービック型 LED昇降式	時間	1	665	665		
諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
計					10,210		
単価					10,210	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	各種(貸与) ブラシ式 リヤリフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	単位	時間	数量	1	単価	15,670
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.15	41,616	6,242		
	助手		人	0.15	41,004	6,150		
	軽油		L	12	130	1,560		
	路面清掃車 ブラシ・四輪式・リヤリフト式	ホッパ容量1.5m ³ 降灰対応型	時間	1	1,710	1,710		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					15,670		
	単価					15,670	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
散水車	タンク容量6300L 4×2 給水装置付					1		9,755
運転手（一般）		人	0.18	41,616		7,490		
軽油		L	6.5	130		845		
散水車	タンク容量6300L 4×2 給水装置付	時間	1	1,420		1,420		
諸雑費（まるめ）		式	1			0		
計						9,755		
単価						9,755	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級					1		9,633
運転手（一般）		人	0.17	41,616		7,074		
軽油		L	5.4	130		702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800		1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57		57		
諸雑費（まるめ）		式	1			0		
計						9,633		
単価						9,633	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	路面清掃車運転	各種(貸与) ブラシ式 リヤリフトダンプ M7000314 12L 標準 貸与	単位	時間	数量	1	単価	11,540
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.15	27,744	4,161		
	助手		人	0.15	27,336	4,100		
	軽油		L	12	130	1,560		
	路面清掃車 ブラシ・四輪式・リヤリフト式	ホッパ容量1.5m ³ 降灰対応型	時間	1	1,710	1,710		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					11,540		
	単価					11,540	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	単位	時間	数量	1	単価	8,034
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手 (一般)		人	0.18	27,744	4,993		
	軽油		L	8.7	130	1,131		
	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付 (プラウ含まず)	時間	1	1,910	1,910		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
	計					8,034		
	単価					8,034	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716		
軽油		L	5.4	130	702		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57	57		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					7,275		
単価					7,275	円/時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付（プラウ含まず）	単位	時間	数量	1	単価	10,540
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.18	41,616	7,490		
	軽油		L	8.7	130	1,131		
	散水車 [4×4]	容量5800L プラウ懸架機構付（プラウ含まず）	時間	1	1,910	1,910		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					10,540		
	単価					10,540	円/時間	

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	49,953,094	直接工事費	49,953,094	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	6,167,688	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		4,296,079					
管理費区分1		0 (橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7		0 (工場原価)					
管理費区分5		0 (一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9		0 (間接費非対象額)					
管理費区分T		4,296,079 (全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		12,433,892					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		58,090,907	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		56,219,298		0		0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.24 %		0 %			
施工地域等補正		2 ICT施工補正		1			
率（補正後）		14.77 % (14.48% × 週休1.02)					
計上額		8,580,000		0		0	
比較結果							
当該追加工事		A					
0		0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	49,953,094		
非対象額計（－）	6,167,688				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	6,167,688	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	12,433,892				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,970,530				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	1,970,530	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					10,550,530

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	60,503,624	単独（追加工事）直接工事費	49,953,094	単独（追加工事）共通仮設費	10,550,530
非対象額計（－）	4,296,079				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	4,296,079	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	13,152,817				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	69,360,362	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	67,488,753		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	34.23 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	42.31 %（41.08% × 週休1.03）		0 %		
計上額	29,346,000		0		0
			4,893,693（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	工事番号	2025010001	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
				道路維持工事

工事原価	89,849,624			
純工事費	60,503,624	現場管理費	29,346,000	工期延長等に伴う現場維持費
				0
非対象額計（－）	4,296,079			
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）		
管理費区分T	4,296,079	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）		
一般管理費等対象工事原価				
単独（追加工事）	85,553,545	現工事	0	合算工事
全処分費等を除く				0
一般管理費等対象工事原価	83,681,936	現工事	0	合算工事
				0
		（調整工事入力で使用）		
前払金支出割合による補正係数	1	現工事		
財団法人等による補正係数	1			
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	85,553,545			
契約保証に係る補正值	0.04 %			
一般管理費率				
単独（追加工事）	17.43 %	現工事	0 %	合算工事
				0 %
一般管理費	14,940,376			
業務委託料等	0			
調査基準価格	103,972,000			
調査基準価格の100/110	94,520,000	（ 90.2 %）		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業（R 9）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 (令和9年度)		式		1		
道路清掃工		式		1		
路面清掃工		式		1		
路面清掃 (機械) 【夜間】 上川井		km		2,486		
路面清掃 (機械) 【昼間】 羽根尾		km		308		
路面清掃 (機械) 【夜間】 羽根尾		km		316		
路面清掃 (機械) 【昼間】 歩道掃き出し		km		20		
路面清掃 (機械) 【夜間】 歩道掃き出し		km		20		
有料道路利用料		式		1		
塵埃処分工		式		1		
塵埃運搬 上川井		回		92		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
塵埃運搬 羽根尾		回		25		
塵埃処分		m ³		280		
雑作業		式		1		
雑作業 【昼間】		式		1		
雑作業 【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
安全費		式		1		
保安管理費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ・ R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業 (R 9)

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	49,953,094		
(2)共通仮設費 -----	10,550,530		
(3)純工事費 -----	60,503,624		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	29,346,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	89,849,624	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	14,940,376	((7)一般管理費等(計算額) [14,946,204])	
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	104,790,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	10,479,000		
(12)請負工事価格 -----	115,269,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	104,790,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	103,972,000		
(15)調査基準価格の100/110	94,520,000		
(万円未満切り捨て)			

R 8 ・ R 9 横浜国道事務所管内道路清掃作業

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省 関東地方整備局
横 浜 国 道 事 務 所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、R8・R9横浜国道事務所管内道路清掃作業(以下「本作業」という。)の施工に適用する。
2. この作業の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本作業における「条件明示」については、別紙-1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 目的

本作業は、道路交通の安全確保を目的として横浜国道事務所管内の一般国道1号、15号、16号、246号、357号及び409号の道路清掃作業を行うものである。

第3条 履行場所

横浜国道事務所管内

第4条 作業責任者

本作業の作業責任者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

また、現場代理人及び作業責任者は、これを兼ねることができる。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- (1) 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 退職した場合
- (4) 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。
ただし、変更予定技術者が、令和9年3月1日以前の日より本作業に従事している場合に限り変更を可能とする。

第5条 コリنز(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、本作業受注後又は施工中において当該作業に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

国道1号

起点	東京都大田区多摩川	緯度 35° 33' 27"	経度 139° 41' 48"
終点	神奈川県足柄下郡箱根町箱根	緯度 35° 10' 56"	経度 139° 00' 51"

国道15号

起点	東京都大田区東六郷	緯度 35° 32' 24"	経度 139° 42' 32"
終点	神奈川県横浜市神奈川区青木町	緯度 35° 28' 12"	経度 139° 37' 39"

国道16号

起点	神奈川県横須賀市走水	緯度 35° 15' 40"	経度 139° 44' 11"
終点	東京都町田市鶴間	緯度 35° 30' 37"	経度 139° 28' 27"

国道246号

起点	東京都世田谷区玉川	緯度 35° 36' 47"	経度 139° 37' 26"
終点	神奈川県足柄上郡山北町川西	緯度 35° 21' 34"	経度 139° 00' 42"

国道357号

起点	神奈川県川崎市川崎区東扇島	緯度 35° 30' 11"	経度 139° 46' 10"
終点	神奈川県横浜市金沢区福浦	緯度 35° 20' 44"	経度 139° 38' 41"

国道409号

起点	神奈川県川崎市川崎区旭町	緯度 35° 32' 03"	経度 139° 42' 28"
終点	神奈川県川崎市川崎区浮島町	緯度 35° 31' 12"	経度 139° 47' 19"

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例

本作業は、道路交通の安全確保を目的として横浜国道事務所管内の一般国道1号、15号、16号、246号、357号及び409号の道路清掃作業を行うものである。

第8条 工事用地等の使用

1. 本作業は下記の基地を使用できるものとする。
 - (1) 上川井基地
所在地 横浜市旭区上川井町2448-1
使用期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日
 - (2) 羽根尾基地
所在地 小田原市羽根尾591
使用期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日
2. 本作業を履行するにあたって必要な現場事務所及び倉庫等を設置することができるものとするが、その場合は占有許可を得るものとする。
3. 受注者は、善良な管理のもとに基地を使用し、破損等生じた場合は受注者の責任において現状に復するか、又は損害を賠償するものとする。

4. 上記1項の所在地以外の場所を基地とする場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第10条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本作業は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第11条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- (1) 道路清掃工

第12条 不具合等発生時の措置

受注者は、本作業施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から本作業に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本作業は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本作業で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本作業は、発注者と受注者が協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本作業の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この作業はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本作業における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- (1) 本作業における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- (2) 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 支給材料及び貸与物件（無償貸付機械）

貸与機械は、別表一 1「貸与機械明細書」のとおりとし、無償貸付とする。

貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事中建設機械無償貸付仕様書（別紙一 3）によらなければならない。

第23条 施工管理

1. 本作業の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 7 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本作業の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第24条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本作業では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本作業での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本作業の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第25条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能

- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第26条 工事中の安全確保

1. 本作業の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事務の防止を図らなければならない。
なお、令和8年度・令和9年度における重点的安全対策項目は別途監督職員より通知する。
2. 受注者は、作業に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

- (2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 本作業の施工にあたっては、作業等の時期、作業等の方法の概要 及び 作業等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 作業中看板、作業情報看板及び作業説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第27条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 路上作業の縮減等

受注者は、路上作業による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに作業完了時に実施結果を提出するものとし、路上作業の縮減等に努めるものとする。

第29条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）作業等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第30条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本作業現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本作業関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の 適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本作業の施工に先立ち、本作業関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本作業関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本作業関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本作業関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第31条 過積載による違法運行の防止

受注者は、本作業の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第32条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第33条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第34条 給水

本作業に使用する水は、官指定の給水栓より給水するものとし、水道料金は、官負担とする。なお、給水栓は下記のとおりとし、毎月の給水量を月末に監督職員に報告するものとする。

【給水場所】	1号	神奈川県横浜市鶴見区東寺尾 6-3-1
	1号	神奈川県藤沢市城南地先
	1号	神奈川県小田原市羽根尾 591 番地
	16号	神奈川県横浜市旭区南本宿町 26 地先
	16号	神奈川県横浜市旭区上川井町 248-1
	246号	神奈川県足柄上郡山北町地先

第35条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第36条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第37条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
4. 利用及び提供の制限
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
5. 複写等の禁止
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
6. 再委託の禁止
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護

に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第38条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本作業の作業区分は、下記によるものとする。

昼夜区分	施工区分	標準作業時間
昼間清掃	路面清掃	8:00～17:00
	歩道掃き出し	8:00～17:00
	雑作業	8:00～17:00
夜間清掃	路面清掃	20:00～翌朝 6:00
	歩道掃き出し	20:00～翌朝 6:00
	雑作業	20:00～翌朝 6:00

2. 上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

3. ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第39条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本作業は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- ① 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- ② NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- ③ 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- ④ 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第40条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本作業は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 工事において、第 38 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 38 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第41条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
本作業は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容
工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。
本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 39 条 新技術活用「新技術の定義」において採用した取組については本試行の対象外とする。
3. 工事成績評定
施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。
4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第42条 総価契約単価合意方式について

1. 本作業は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第 3 編 3 - 1 - 1 - 1 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第43条 現場技術員

本作業は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第44条 施工体制調査員

本作業は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本作業の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第45条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第46条 工事完成図書の納品

1. 本作業は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本作業は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第47条 検査書類限定型工事

1. 本作業は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第48条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 道路維持

第49条 清掃箇所

1. 清掃箇所は下記によるものとする。なお、作業実施サイクルは原則として年間で路面の状況が均等になるように設定するものとする。

工種	清掃箇所
路面清掃	清掃箇所路面清掃コースは別表-2による
歩道掃き出し	監督職員の指示による
雑作業	監督職員の指示による

2. 監督職員が必要と認めた場合は、清掃作業を指示する場合がある。
3. 上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第50条 路面清掃

1. 発注者が無償で貸与する機械を使用し、清掃を行うものとする。
2. 清掃時は散水車及び路面清掃車で散水を行い、埃の発生を出来る限り防止すること。
3. 締め固まった土砂の掘り起こし、機械清掃では収集できない粗大塵埃の除去、掃き残し処理、障害物の除去等は人力清掃にて行うものとする。
4. 収集した塵埃をダンプトラック等で運搬する場合は、運搬中に塵埃が飛散しないようにシート等で覆うものとする。

5. 路面清掃車に使用するブラシは清掃作業に適したものとし、作業に使用する材料等は、作業に支障のないように手配しておくものとする。
6. 国道16号保土ヶ谷バイパスの路面清掃時は、安全対策のため貸与する災害用標識車を配置するものとし、次表のとおり見込むものとする。

区分	名称	数量（令和8年度）
夜間作業	災害用標識車（25-1307）	193時間

区分	名称	数量（令和9年度）
夜間作業	災害用標識車（25-1307）	193時間

7. 国道1号西湘バイパスの路面清掃時は、有料道路区間の走行が必要となるため、有料道路使用料を次表のとおり見込むものとする。

名称	規格	数量（令和8年度）
有料道路使用料（中型）	西湘二宮IC～国府津IC 路面清掃車（R02-1346）	8回
有料道路使用料（大型）	西湘二宮IC～国府津IC 散水車（27-1308）	8回
有料道路使用料（中型）	西湘二宮IC～国府津IC 4tダンプトラック	8回

名称	規格	数量（令和9年度）
有料道路使用料（中型）	西湘二宮IC～国府津IC 路面清掃車（R02-1346）	8回
有料道路使用料（大型）	西湘二宮IC～国府津IC 散水車（27-1308）	8回
有料道路使用料（中型）	西湘二宮IC～国府津IC 4tダンプトラック	8回

第51条 歩道掃き出し清掃

歩道掃き出し清掃は、歩道に堆積した土砂塵埃等をほうき等を使用して人力により路面清掃車が通過する前に路面清掃車の作業帯に掃き出すものとする。

第52条 雑作業

1. 監督職員が必要と認めた場合は、「車道・歩道等の人力による部分的な塵埃除去」、「歩道・路肩等の雑草除去」、「壁面・地下道・歩道橋等の水洗浄」等の道路清掃に関する作業を指示することがある。
2. 作業内容、作業時期及び作業場所等については監督職員の指示によるものとする。
3. 雑作業は、次表のとおり見込むものとする。

区分	名称	数量（令和8年度）
昼間作業	普通作業員	30人
	4tダンプトラック	50時間
夜間作業	普通作業員	10人
	4tダンプトラック	10時間

区分	名称	数量（令和9年度）
昼間作業	普通作業員	30人
	4tダンプトラック	50時間
夜間作業	普通作業員	10人
	4tダンプトラック	10時間

なお、ダンプトラックは塵埃等の運搬作業として見込んでいる。

第53条 塵埃処分

1. 塵埃処分は、原則として清掃作業終了時に受入場所に搬入が出来ない場合、発生した塵埃を一度基地へ持ち帰り、路面作業時間外にダンプトラックにて捨土場所へ運搬し、処分するものとする。なお、4tダンプトラックを見込む。
2. 作業の工種毎（路面清掃等）に処分調書を作成し、監督職員に提出するものとする。

第54条 処分地等

1. 塵埃土砂の処分地等の条件は、次のとおり見込む。
ダイシン産業株式会社
 - ・受入場所・・・横浜市瀬谷区北町28番地1
 - ・捨土の種類・・・道路清掃で回収した塵埃土砂
 - ・受入時間・・・8時00分から17時00分
2. 作業発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記により難しい場合は監督職員と協議するものとする。
3. 捨土調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 実際に最終処分地において処分された事を証明する産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員に提出しなければならない。
5. 実際に要した受け入れ費を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

第55条 作業報告

作業終了後、速やかに作業報告書等を作成し、監督職員に清掃状態の確認を受けなければならない。

- ・作業日報・・・作業日毎
- ・タコグラフ・・・作業日毎
- ・作業報告・・・作業月毎

第3章 その他

第56条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第57条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第58条 特定外来生物の対応

本作業施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第59条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、住民事前避難対象地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

－以上－

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	<p>第38条</p> <p>第35条</p>
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 	
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 	第30条
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 	
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 <p>仮道路を設置する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 	
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 	

証明書

工事（業務）名： _____

受注業者： _____

証明者： _____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担当者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先1： _____

連絡先2： _____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

別表－1

令和8年度「貸与機械明細書」

建設機械名	規格	建設機械番号	使用目的	貸付期間 又は日数	引渡場所	返納場所	備考
路面清掃車	両ブラシ式 リアリフトダンプ 1.5m ³	27-1307	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
路面清掃車	両ブラシ式 リアリフトダンプ 1.5m ³	R02-1346	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
散水車	6,300L 給水装置付	R02-1305	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
散水車	5,800L プラウ付 追突緩和装置付	27-1308	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
災害用標識車	LED式 追突衝撃緩和装置付	25-1307	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	

別表－1

令和9年度「貸与機械明細書」

建設機械名	規格	建設機械番号	使用目的	貸付期間 又は日数	引渡場所	返納場所	備考
路面清掃車	両ブラシ式 リアリフトダンプ 1.5m ³	27-1307	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
路面清掃車	両ブラシ式 リアリフトダンプ 1.5m ³	R02-1346	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
散水車	6,300L 給水装置付	R02-1305	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
散水車	5,800L プラウ付 追突緩和装置付	27-1308	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	
災害用標識車	LED式 追突衝撃緩和装置付	25-1307	路面清掃	監督職員の指示による	監督職員の指示による	監督職員の指示による	

別表-2

令和8年度「清掃コース表」

基地	No	管理出張所	路線	作業区分	清掃区間					調整区間					ルート合計	清掃回数	清掃延長km		
					箇所	上/下	自		至		区間長km	区分	上/下	内容				区間長km	清掃距離km/回
							住所	KP	住所	KP									
上川井	1	神奈川	1号	夜間	路側	上下	大田区多摩川二丁目	18.2	横浜市保土ヶ谷区岡沢町	33.3	15.1	除外	上	岡沢町管理外(33.1~33.3)	0.2	30.0	33.4	6	180.0
		神奈川	1号旧道	夜間	路側	上下	横浜市(立町交差点)	28.9	横浜市神奈川区金港町(青木通交差点)	30.6	1.7					3.4		6	20.4
	2	神奈川	1号旧道	夜間	路側	上下	横浜市神奈川区金港町(青木通交差点)	30.6	横浜市西区浜松町	33.2	2.6	除外	上下	浜松町管理外(33.0~33.2)	0.2	4.8	27.2	6	28.8
		神奈川	15号	夜間	路側	上下	大田区東六郷	18.0	横浜市神奈川区栄町	29.2	11.2					22.4		6	134.4
	3	神奈川	357号	夜間	路側	上下	川崎市川崎区東扇島	48.9	川崎市川崎区東扇島	51.9	3.0					6.0	22.2	6	36.0
		神奈川	409号	夜間	路側	上下	川崎市川崎区旭町一丁目	0.0	川崎市川崎区浮島町	8.0	8.0	追加	上下	調整区間0.1km	0.1	16.2		6	97.2
	4	金沢国道	16号	夜間	路側	上下	横須賀市走水	0.3	金沢区六浦一丁目(六浦交差点)	16.0	15.7					31.4	31.4	6	188.4
	5	金沢国道	16号	夜間	路側	上下	金沢区六浦一丁目(六浦交差点)	16.0	横浜市西区桜木町	33.6	17.6					35.2	35.2	6	211.2
	6	金沢国道	357号	夜間	路側	上下	横浜市鶴見区大黒埠頭(ベイブリッジ管理境)	57.8	横浜市中区千鳥町(下層側)	66.0	8.2	除外	上下	中区千鳥町プレーキ区間0.5km(64.5 → 65.0)	0.5	15.4	15.4	6	92.4
	7	金沢国道	357号	夜間	路側	上下	横浜市中区千鳥町(中層側)	65.2	横浜市金沢区八景島	78.2	13.0					26.0	26.0	6	156.0
	8	保土ヶ谷	16号	夜間	路側	上下	横浜市西区浜松町	1.3	町田市鶴間	16.0	14.7					29.4	35.6	6	176.4
		保土ヶ谷	246号	夜間	路側	上下	町田市小川(つくしの歩道橋付近)	31.7	横浜市瀬谷区目黒町(大和橋)	34.8	3.1					6.2		6	37.2
	9	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	路側	上	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市鶴間	11.7	11.7					29.9	29.9	12	358.8
保土ヶ谷		16号保土ヶ谷BP	夜間	路側	下	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市南町田	11.8	11.8									
保土ヶ谷		16号保土ヶ谷BP	夜間	路側	上下	新桜ヶ丘IC、南本宿IC、本村IC、下川井IC、上川井IC、横浜町田立体(IC清掃)													
10	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	中分	上	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市鶴間	11.7	11.7					29.9	29.9	12	358.8	
	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	中分	下	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市南町田	11.8	11.8									
	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	中分	上下	新桜ヶ丘IC、南本宿IC、本村IC、下川井IC、上川井IC、横浜町田立体(IC清掃)													
11	保土ヶ谷	246号	夜間	路側	上下	世田谷区玉川三丁目	13.7	町田市小川(つくしの歩道橋付近)	31.7	18.0	除外	上下	牛久保プレーキ区間(21.2→22.0)	0.8	34.4	34.4	6	206.4	
12	厚木	246号	夜間	路側	上下	大和市下鶴間(大和橋)	34.8	厚木市栄町1丁目(厚木郵便局前交差点)	48.8	14.0	除外	上下	愛甲プレーキ区間(50.7→51)	0.3	27.4	27.4	4	109.6	
13	湘南	1号	夜間	路側	上下	横浜市戸塚区上矢部町	42.2	藤沢市鳥羽一丁目(鳥羽派出所前交差点)	54.0	11.8					23.6	23.6	4	94.4	
羽根尾	14	厚木	246号	夜間	路側	上下	厚木市栄町1丁目(厚木郵便局前交差点)	48.8	秦野市曾屋二丁目(東田原交差点)	63.7	14.9				29.8	29.8	4	119.2	
	15	厚木	246号	夜間	路側	上下	秦野市曾屋二丁目(東田原交差点)	63.7	足柄上郡山北町向原	76.6	12.9				25.8	25.8	4	103.2	
	16	厚木	246号	昼間	路側	上下	足柄上郡山北町向原	76.6	足柄上郡山北町川西	88.9	12.3	除外	上下	谷峨プレーキ区間(83.7→84.3)	0.6	23.4	23.4	1	23.4
	17	湘南	1号	夜間	路側	上下	藤沢市鳥羽一丁目(鳥羽派出所前交差点)	54.0	中郡大磯町高麗	65.4	11.4	追加	上下	平塚プレーキ区間(65.7→65.4)	0.3	23.4	23.4	4	93.6
	18	湘南	1号西湘BP	昼間	路側	上下	中郡大磯町東町	0.0	中郡二宮町二宮	6.0	6.0					12.0	24.0	4	48.0
		湘南	1号西湘BP	昼間	中分	上下	中郡大磯町東町	0.0	中郡二宮町二宮	6.0	6.0							4	48.0
	19	小田原	1号	昼間	路側	上下	中郡大磯町高麗	65.4	小田原市羽根尾	75.8	10.4					20.8	20.8	4	83.2
	20	小田原	1号	昼間	路側	上下	小田原市羽根尾	75.8	足柄下郡箱根町湯本	89.1	13.3	除外	上	管理外(88.9~89.1)	0.2	26.4	26.4	4	105.6
	21	小田原	1号小田原箱根	昼間	路側	上下	小田原市風祭字若田島	87.4	足柄下郡箱根町湯本	89.1	1.7					3.4		0	0.0
	22	小田原	1号箱根新道	昼間	路側	上下	足柄下郡箱根町湯本	89.1	足柄下郡箱根町箱根	102.8	13.7					27.4		0	0.0
令和8年度合計																3,110.6			

別表-2

令和9年度「清掃コース表」

基地	No	管理出張所	路線	作業区分	清掃区間					調整区間					ルート合計	清掃回数	清掃延長km		
					箇所	上/下	自		至		区間長km	区分	上/下	内容				区間長km	清掃距離km/回
							住所	KP	住所	KP									
上川井	1	神奈川	1号	夜間	路側	上下	大田区多摩川二丁目	18.2	横浜市保土ヶ谷区岡沢町	33.3	15.1	除外	上	岡沢町管理外(33.1~33.3)	0.2	30.0	33.4	6	180.0
		神奈川	1号旧道	夜間	路側	上下	横浜市(立町交差点)	28.9	横浜市神奈川区金港町(青木通交差点)	30.6	1.7					3.4		6	20.4
	2	神奈川	1号旧道	夜間	路側	上下	横浜市神奈川区金港町(青木通交差点)	30.6	横浜市西区浜松町	33.2	2.6	除外	上下	浜松町管理外(33.0~33.2)	0.2	4.8	27.2	6	28.8
		神奈川	15号	夜間	路側	上下	大田区東六郷	18.0	横浜市神奈川区栄町	29.2	11.2					22.4		6	134.4
	3	神奈川	357号	夜間	路側	上下	川崎市川崎区東扇島	48.9	川崎市川崎区東扇島	51.9	3.0					6.0	22.2	6	36.0
		神奈川	409号	夜間	路側	上下	川崎市川崎区旭町一丁目	0.0	川崎市川崎区浮島町	8.0	8.0	追加	上下	調整区間0.1km	0.1	16.2		6	97.2
	4	金沢国道	16号	夜間	路側	上下	横須賀市走水	0.3	金沢区六浦一丁目(六浦交差点)	16.0	15.7					31.4	31.4	6	188.4
	5	金沢国道	16号	夜間	路側	上下	金沢区六浦一丁目(六浦交差点)	16.0	横浜市西区桜木町	33.6	17.6					35.2	35.2	6	211.2
	6	金沢国道	357号	夜間	路側	上下	横浜市鶴見区大黒埠頭(ベイブリッジ管理境)	57.8	横浜市中区千鳥町(下層側)	66.0	8.2	除外	上下	中区千鳥町プレーキ区間0.5km(64.5 → 65.0)	0.5	15.4	15.4	6	92.4
	7	金沢国道	357号	夜間	路側	上下	横浜市中区千鳥町(中層側)	65.2	横浜市金沢区八景島	78.2	13.0					26.0	26.0	6	156.0
	8	保土ヶ谷	16号	夜間	路側	上下	横浜市西区浜松町	1.3	町田市鶴間	16.0	14.7					29.4	35.6	6	176.4
		保土ヶ谷	246号	夜間	路側	上下	町田市小川(つくしの歩道橋付近)	31.7	横浜市瀬谷区目黒町(大和橋)	34.8	3.1					6.2		6	37.2
	9	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	路側	上	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市鶴間	11.7	11.7					29.9	29.9	12	358.8
保土ヶ谷		16号保土ヶ谷BP	夜間	路側	下	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市南町田	11.8	11.8									
保土ヶ谷		16号保土ヶ谷BP	夜間	路側	上下	新桜ヶ丘IC、南本宿IC、本村IC、下川井IC、上川井IC、横浜町田立体(IC清掃)													
10	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	中分	上	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市鶴間	11.7	11.7					29.9	29.9	12	358.8	
	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	中分	下	横浜市保土ヶ谷区藤塚町	0.0	東京都町田市南町田	11.8	11.8									
	保土ヶ谷	16号保土ヶ谷BP	夜間	中分	上下	新桜ヶ丘IC、南本宿IC、本村IC、下川井IC、上川井IC、横浜町田立体(IC清掃)													
11	保土ヶ谷	246号	夜間	路側	上下	世田谷区玉川三丁目	13.7	町田市小川(つくしの歩道橋付近)	31.7	18.0	除外	上下	牛久保プレーキ区間(21.2 → 22.0)	0.8	34.4	34.4	6	206.4	
12	厚木	246号	夜間	路側	上下	大和市下鶴間(大和橋)	34.8	厚木市栄町1丁目(厚木郵便局前交差点)	48.8	14.0	除外	上下	愛甲プレーキ区間(50.7 → 51)	0.3	27.4	27.4	4	109.6	
13	湘南	1号	夜間	路側	上下	横浜市戸塚区上矢部町	42.2	藤沢市鳥羽一丁目(鳥羽派出所前交差点)	54.0	11.8					23.6	23.6	4	94.4	
羽根尾	14	厚木	246号	夜間	路側	上下	厚木市栄町1丁目(厚木郵便局前交差点)	48.8	秦野市曾屋二丁目(東田原交差点)	63.7	14.9					29.8	29.8	4	119.2
	15	厚木	246号	夜間	路側	上下	秦野市曾屋二丁目(東田原交差点)	63.7	足柄上郡山北町向原	76.6	12.9					25.8	25.8	4	103.2
	16	厚木	246号	昼間	路側	上下	足柄上郡山北町向原	76.6	足柄上郡山北町川西	88.9	12.3	除外	上下	谷峨プレーキ区間(83.7 → 84.3)	0.6	23.4	23.4	1	23.4
	17	湘南	1号	夜間	路側	上下	藤沢市鳥羽一丁目(鳥羽派出所前交差点)	54.0	中郡大磯町高麗	65.4	11.4	追加	上下	平塚プレーキ区間(65.7 → 65.4)	0.3	23.4	23.4	4	93.6
	18	湘南	1号西湘BP	昼間	路側	上下	中郡大磯町東町	0.0	中郡二宮町二宮	6.0	6.0					12.0	24.0	4	48.0
		湘南	1号西湘BP	昼間	中分	上下	中郡大磯町東町	0.0	中郡二宮町二宮	6.0	6.0							4	48.0
	19	小田原	1号	昼間	路側	上下	中郡大磯町高麗	65.4	小田原市羽根尾	75.8	10.4					20.8	20.8	4	83.2
	20	小田原	1号	昼間	路側	上下	小田原市羽根尾	75.8	足柄下郡箱根町湯本	89.1	13.3	除外	上	管理外(88.9~89.1)	0.2	26.4	26.4	4	105.6
	21	小田原	1号小田原箱根	昼間	路側	上下	小田原市風祭字若田島	87.4	足柄下郡箱根町湯本	89.1	1.7					3.4		0	0.0
	22	小田原	1号箱根新道	昼間	路側	上下	足柄下郡箱根町湯本	89.1	足柄下郡箱根町箱根	102.8	13.7					27.4		0	0.0
令和9年度合計																3,110.6			

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協会会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式-0-2

【比較表-1】

積算内訳書の比較表

記入要領		1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。										
工事名		○○道路改良工事										
工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式-0-3

【比較表-2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領		1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。												
工事名		〇〇道路改良工事												
工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	種別	工事関係書類				作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						備考		
		No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品				
										発注者	受注者				監督職員		契約担当課	発注担当課
作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-	○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
		4	【事例】 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		5	【事例】 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○					○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
工事着手前	契約書類	8	工事請負契約書	-	-	○												
		設計図書	9	共通仕様書	-	-	○											
	10		特記仕様書	-	-	○												
	11		発注図面	-	-	○												
	12		現場説明書	-	-	○												
	13		質問回答書	-	-	○												
	14		工事数量総括表	-	-	○												
	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○				○							
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○				○						契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○				○							
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式-4		○				○						電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
		19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○						
		20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○						
		21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○						
22		被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○							
23		掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○							
24		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○				○								
その他	25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○					○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
	26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7		○				○						契約図書で規定された場合に提出する。		
	27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	-		○				○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
	28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	-		○				○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
	29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	-		○				○								
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-	○				○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	-	○				○							
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○					○						
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	-	○					○						
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-1-38-1	-	○					○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○				○						・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び警備業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-	○				○							
			38	作業員名簿	「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)	-	○					○						
	施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9		○				○					協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
41				工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9		○				○						
42				工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9		○				○						
43				工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9		○				○						
44				工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○				○						
45				材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○				○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
46				材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-		○					○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

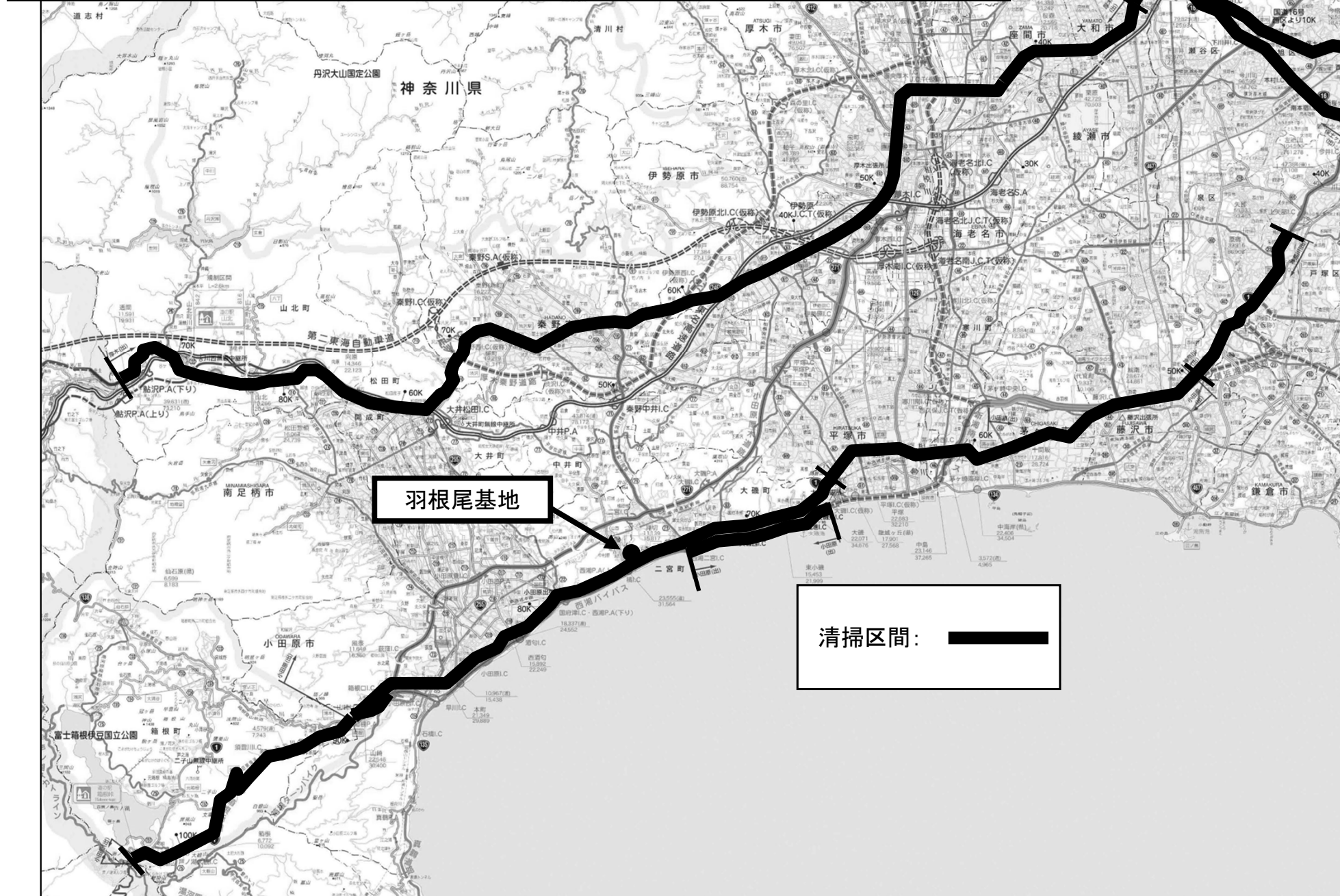
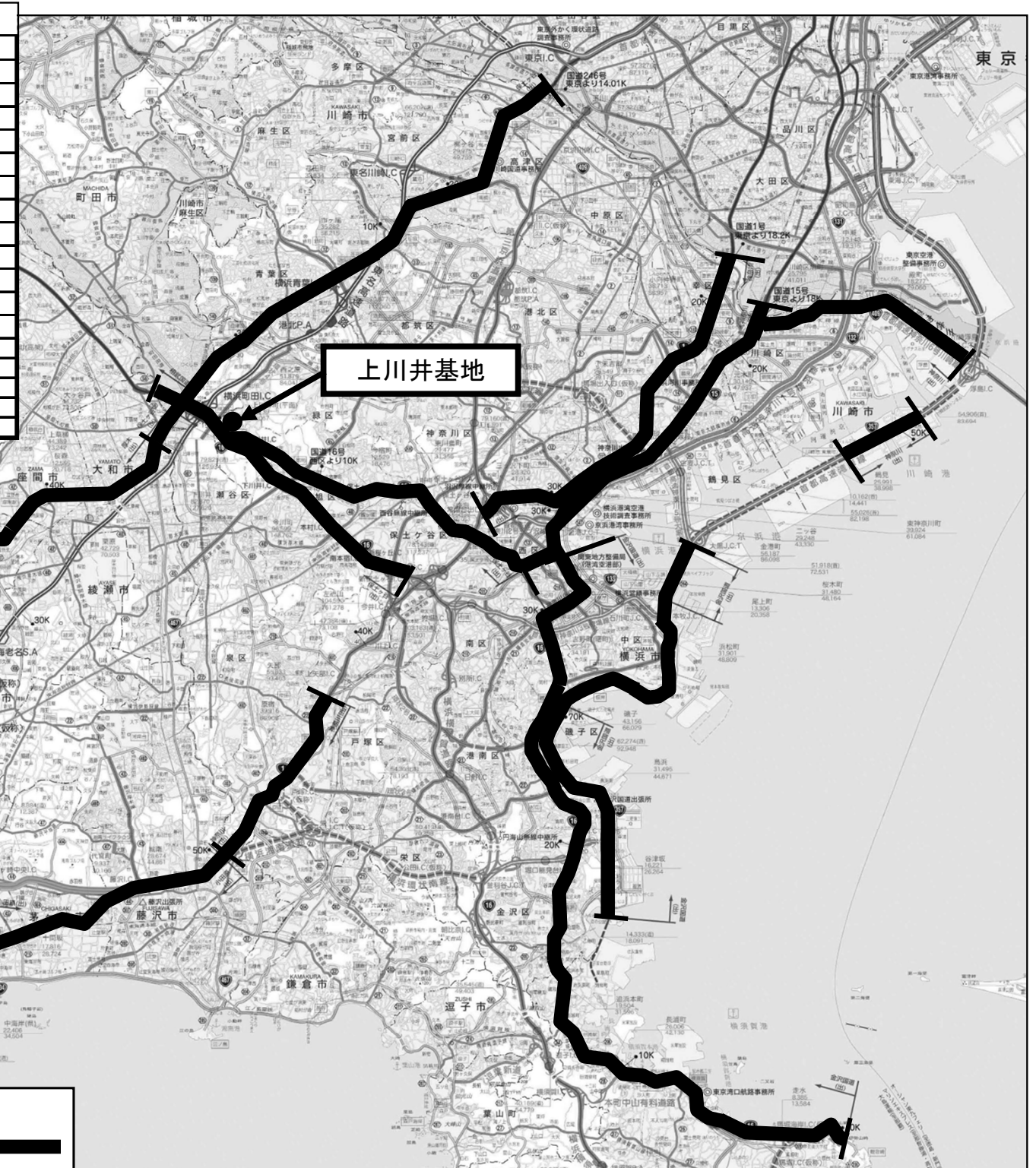
※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工事関係書類					工事関係書類 の標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け					備考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出		提示 受注者 保管	監督職 員へ連絡	監督職 員へ納品		
										監督 職員 担当	契約 担当					
工 事 書 類	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式-11	○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12	○									・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	-		○						○		ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		④ 安 全 管 理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11	-		○						○		監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51	工事事務速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○						○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52	工事事務報告書	共通仕様書1-1-1-30	-		○								事故報告書はSAS(建設工事事務データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 管 理 工 程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14		○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。根拠資料の添付不要。
	⑥ 品 質 管 理		54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-		○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
	施 工 中	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○								
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○								
		完 済 部 分 検 査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○								
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○								
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○								
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○								
		既 済 部 分 検 査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○								
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	-		○								中間技術検査時にも提出する。
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○								
		63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○									
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○								
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○								部分使用がある場合に提出する。
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○								工期延期が発生する場合に提出する。
		支 給 品	建設 機 械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○							支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○							支給品がある場合に提出する。
			69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式-26		○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	現場発生品	71	現場発生品調査	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○								現場発生品がある場合に提出する。	
	そ 他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	-		○								既済部分検査等の際に提出する。	
		73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	-		○								・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
74		建設発生土搬出調査	特記仕様書	-		○										
75		建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○										
76		新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○									新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	
工 事 完 成 時	契 約 関 係 書 類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○									
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○									
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○									
	工 事 書 類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31		○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32		○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		82	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式-33		○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	-		○								・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
		84	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚 発第30号)	-		○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
	85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式-34		○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。		
	工 事 完 成 図 書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	-		○								・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
87		工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	-		○								・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
そ 他	88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	-		○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	89	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	-		○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工 事 完 成 後	そ 他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	-	○	○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

履行場所

出張所	路線	地先名 (キロポスト)
神奈川出張所	一般国道1号	東京都大田区多摩川二丁目 (18.2kp) ~ 横浜市保土ヶ谷区岡沢町 (33.3kp) 横浜市神奈川区金港町 (30.6kp) ~ 横浜市西区浜松町 (33.2kp)
	一般国道15号	東京都大田区東六郷 (18.0kp) ~ 横浜市神奈川区栄町 (29.2kp)
	一般国道357号	川崎市川崎区東扇島 (48.9kp) ~ 川崎市川崎区東扇島 (51.9kp)
	一般国道409号	川崎市川崎区旭町一丁目 (0.0kp) ~ 川崎市川崎区浮島町 (8.0kp)
金沢国道出張所	一般国道16号	横須賀市走水 (0.3kp) ~ 横浜市西区桜木町 (33.6kp)
	一般国道357号	横浜市鶴見区大黒埠頭 (57.8kp) ~ 横浜市中区千鳥町 (66.0kp) 横浜市中区千鳥町 (65.2kp) ~ 横浜市金沢区八景島 (78.2kp)
保土ヶ谷出張所	一般国道16号	横浜市西区浜松町 (1.3kp) ~ 東京都町田市鶴間 (16.0kp)
	16号保土ヶ谷バイパス	横浜市保土ヶ谷区藤塚町 (0.0kp) ~ 東京都町田市南町田 (11.8kp)
湘南出張所	一般国道1号	横浜市戸塚区上矢部町 (42.2kp) ~ 中郡大磯町高麗 (65.4kp)
	1号西湖バイパス	中郡大磯町東町 (0.0kp) ~ 中郡二宮町二宮 (6.0kp)
小田原出張所	一般国道1号	中郡大磯町高麗 (65.4kp) ~ 足柄下郡箱根町湯本 (89.1kp)
	1号小田原箱根道路	小田原市風祭字君田島 (87.4kp) ~ 足柄下郡箱根町湯本 (89.1kp)
	1号箱根新道	足柄下郡箱根町湯本 (89.1kp) ~ 箱根町箱根 (102.8km)
厚木出張所	一般国道246号	大和市下鶴間 (34.8kp) ~ 足柄上郡山北町川西 (88.9kp)



工事名	R8・R9横浜国道事務所管内道路清掃作業				
図面名	位置図				
縮尺	—	図面番号	1の1		
年月日	令和8年 1月 日				
所長	副所長	課長	専門官	設計担当	
設計会社名	—				
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所				